

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	紛争により避難と帰還を繰り返してきた東部帰還民の生計が回復し、自立を取り戻すことで、平和の定着に貢献する。
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>(イ) 事業実施国における一般的な開発ニーズ</p> <p>スリランカでは 1980 年代より政府と少数派タミル人武装組織である LTTE (タミール・イーラム解放の虎) との内戦が 25 年以上にわたり続いたが、2009 年によく終結した。</p> <p>2006 年後半から北東部にて再度激化した戦闘においては、東部州ではバティカロア県が最終決戦の地域となり、県内および他県からの避難民を合わせて一時 15 万人が家を追われ紛争地域から逃れた。2007 年 7 月に戦闘が終結し、2007 年から 2008 年にかけて大部分の帰還が完了し、2008 年 11 月年に東部での帰還は終了したと公表されている。しかし、実際は地雷除去の関係で¹チェンカラディ郡やキラン郡のいくつかの内陸の地域では海岸線沿いや別の村に住む親戚や知人宅に身を寄せて過ごしており、2011 年 8 月に最後の帰還が終了したと報告されている²。内、1) チェンカラディ郡イラクラム地区イラクラム村: 53 世帯は 2010 年 3 月に帰還を終了し³、2) キラン郡クドゥミマレ地区 (シンハラ語でトッピーガラ地域と呼ばれる最後の紛争地域であり LTTE の拠点) a) アイリヤオーダイ村: 37 世帯は 2011 年 8 月に帰還を終了した。b) トッピーガラ村は、正式には 2009 年 3 月に帰還終了と発表されているが、強い政府軍管轄下にあり住民は実際少しずつ戻ってきた⁴。</p> <p>紛争の被害を受けたバティカロア県全 6 郡の内、ジェンは NGO 連携無償の支援を得て、比較的最近 (2008 年～2009 年) に大部分の帰還が終了した県中部にあるキラン郡とチェンカラディ郡の 2 郡で生計支援事業を実施してきた。上述のような数か月前に帰還した世帯を除いて、貧困状態にあった帰還民の生計回復に貢献してきた。その一方で、2007 年に帰還が終了し、一足早く復興が始まったはずの県南部にある 3 郡 (ワウナティブ郡、パディッパライ郡、ウェラウエリ郡) で、同様に貧困ライン以下での生活を余儀なくされる世帯が点在することが明らかになってきた。</p> <p>南部 3 郡では、北部にあるワカライ郡と同じ 2007 年 3 月ごろからスリランカ政府、国連機関、および政府から任命された限られた NGO が緊急・復興支援を担当してきた。しかし、2009 年 5 月以降新たに北部で戦闘が終結すると、多くの支援機関・NGO が東部バティカロア県を離れ、北部の避難民・帰還民に対する支援にシフトしていった。こうして、比較的早く帰還が終了していた県南部 3 郡においても、幹線道路から離れた奥地の集落では支援の手が届かなかったエアポケットが残されることとなった。</p>

¹ 地雷除去後、軍から郡長に、それから関連地区行政官、最終的に帰還予定の住民に証書が届き、ようやく住民の移動が可能になるが、この手続きが遅れた。

² 情報源: バティカロア県再定住局。

³ バティカロア県帰還民生計回復支援事業第 2 フェーズで支援を行った。

⁴ クドゥミマレ郡には上記の 2 村の他にもう一村ミーヤンカル村を含む 3 村で構成されているが、この村は申請当時唯一入域が可能であったため、バティカロア県帰還民生計回復支援事業第 2 フェーズで支援を行った。

こうした県南部 3 郡の幹線道路から離れた集落ではスリランカの貧困ライン月収 3,000 ルピー以下（約 2,500 円）で生活を強いられている人々が依然として多い。これは東部バティカロア県の平均月収 22,844 ルピー（2009 年データ：中間値は 16,219 ルピー）と比較して際立って低い収入である（スリランカ全体の 2009 年平均月収は 36,451 ルピー）⁵。家屋も 23,513 軒が紛争で破壊され 7140 軒のブロック作りの住宅が建設されたが⁶、残りは今もなお伝統的な土壁と椰子の葉屋根の家を再建するか、帰還直後に建てられた簡易シェルターで生活をしているものが多い。また、ワハライ郡に現在電気の問題は見られないが、各郡長の話によると他 4 郡の内陸地においては設置にまだ数年かかる。村落内の道路などインフラも修理されず放置されているところもあり、雨季の際には他の村から隔離され、経済活動が機能しない地域もある⁷。

（ロ）なぜ申請事業の内容（事業地、事業内容）となったのか

20 年来の紛争の影響を受けた東部バティカロア県で、政府や国際社会の支援の手が十分届いてこなかった地域を放置すれば、人々の不満が溜まり、些細な出来事が紛争の火種になりかねない。このため、特に所得の低い地域を対象に、帰還民の生計が向上するような事業を検討した。

9 月中旬同県内各郡の行政官から聞き取ったところ、紛争の影響を受けた 6 郡 122 地区のうち、まだ国連やジェンを含む NGO により生計支援が実施されておらず、平均月収が政府の定める貧困ラインである月収 3,000 ルピー（約 2250 円）以下の 17 地区において生計向上支援が求められているとの回答があった。この 17 地区にて無作為に抽出した 444 人を対象に事前調査を行った（参考資料：事前調査を参照：調査対象地区総人口 15,164 人の約 2.9 パーセント）。調査の結果、全ての地区で農業を行うための水の確保が難しく、乾期における耕作ができないため、収入も向上していないことが明らかになった。そのため、2009 年から 2011 年にかけて実施している農業用井戸の建設をさらに多くの地域で進め、人々の収入が増加するような環境を整え、雨季でも生計が営めるように村落インフラを改善する。

従い対象地域は、2006～07 年の戦闘に巻き込まれ十分な復興支援を受けられず、最も所得が低く（月収 800～1200 ルピー）かつ農業用井戸が建設できる⁸7 地区を事業対象とすることとした。この 7 地区は 3 郡（キラン郡、パディッパライ郡、ウェラウエリ郡）の 3 郡にまたがる。

⁵ http://www.statistics.gov.lk/HIES/HIES2009_10FinalReport.pdf

⁶ 恒久住宅は NEHRP (The North East Housing Reconstruction Program) により実施されたが、2010 年 6 月にはバティカロア県での事務所を閉鎖した。

⁷ バティカロア県帰還民生計回復支援事業第 3 フェーズで支援にて、農業用建設地域に隣接するこのような地域を対象にカルバート再建を実施中。

⁸ 水道局より確認し、石や塩水の問題がない地域のみ。

<p>(3) 事業内容</p>	<p>バティカロア県キラン郡、パディッパライ郡、ウェラウエリ郡に帰還・再定住した人々が農業活動を通して収入が向上し自立して生活を営むことができるよう次の活動を行う。</p> <p>(イ) 農業給水支援</p> <p>(①31 基の共同の農業用井戸の建設 ②給水ポンプおよび配水ホースの供与)</p> <p>(ロ) 井戸管理委員会の立ち上げと同委員会に対する研修</p> <p>(①組織強化のためのワークショップ ②野菜の種と多年生植物の苗の供与)</p> <p>上記事業を通して、帰還民の収入を貧困ライン以上の水準に向上・安定させる。また、各人の精神的・経済的自立はコミュニティ内での相互の支えがあってこそ成り立つものであり、可能な限り活動をグループや住民組織を通して行うことで、紛争により離合集散を繰り返してきた帰還民がコミュニティとしての絆を強化し、持続可能な発展への足かりをつくる。紛争の被害にあった地域を安定させることで、平和の定着に貢献する。</p> <p>農業給水支援の再建に関しては、請負業者に委託する。所有者意識を高めるといふ観点から、住民組織が極力関与するように努める。</p> <p>農業用井戸の掘削を開始し、対象地区内で岩や塩分濃度のためにどうしても井戸を掘削・建設できない場合は、3 郡内の事業対象地区以外の平均月収 1,500 ルピー以下の地区にて農業用井戸を掘削・建設する。変更が必要となった場合にはその旨を日本大使館へ報告する。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<p>農業給水支援：</p> <p>井戸掘削場所選定後、井戸の利用者（井戸 1 基につき 8 人⁹）からなる井戸管理委員会を組織する。この委員会が、共同で井戸やポンプを使うための規定を策定し、継続的に給水設備を維持管理していけるようワークショップ実施やモニタリングを通して後押しする。</p> <p>また、事業の持続性確保のために、各集落内から、コミュニティ・ワーカー 1 名を選び、地元の人材育成を併せて行う。事業期間中にコミュニティ・ワーカーは、井戸管理委員会と協力して、地元の政府機関などとのネットワークを広げていく。これにより、事業終了後も地元にある既存の資源を活かし、コミュニティ主導で活動を継続、発展していくことを可能とする。</p>
<p>(5) 期待される効果と成果を測る指標</p>	<p>農業給水支援：</p> <p>31 基の農業用井戸の建設を通し、対象地域 3 郡 7 地区 248 世帯の農業従事者が農業用水に 1 年を通してアクセスできるようになり、生計回復が可能となる。これまでは、雨季の冬と春の時期に天水に頼って 2 回畑作を行ってきたが、雨の少ない時期などは冬の 1 回だけしか収穫できなかった。しかし、農業用井戸により農閑期である春先、夏、秋にも収穫が可能となる。貧困ライン 3000 ルピー以上の収入の達成が、成果を測る指標となる。また、井戸の水は、水浴びなどの生活用水として使えるため、井戸周辺の地区住民も間接的に裨益することになる。成果は、聞き取りによって裨益した世帯数を調査することで測られる。</p>

⁹ 井戸の仕様から、最低 8 人が農業用の水を利用することができるため、本事業の直接受益者は井戸 1 基につき 8 人とする。